

安全技能講習受講に対する助成事業

【実施要領】

1. 助成対象者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岐阜県支部（飛騨地区は飛騨地区労働基準協会連合会）にて実施される安全技能講習（令和6年3月1日～令和7年2月28日）を従業員に受講させる会員事業者
ただし、岐阜県内の認可営業所の従業員とする。

2. 助成対象講習

陸上貨物運送事業労働災害防止協会岐阜県支部（飛騨地区は飛騨地区労働基準協会連合会）にて実施される労働安全衛生法施行令に定める業務に係る安全技能講習で以下の講習とする。

- (1) フォークリフト運転技能講習
- (2) ショベルローダー運転技能講習
- (3) はい作業主任者技能講習

3. 助成金額

受講料の2分の1(百円未満切捨て)の額（各講習毎に、一従業員につき各1回とする。）

※国・市町村・その他団体などからも助成（補助）を受ける場合には、助成（補助）額の合計が、講習料を上回る場合は、当助成金を受けることができません（不正受給となります）。

4. 予 算

78.5万円

5. 実績報告書（助成金請求書）提出期間

令和6年4月22日（月）～ 令和7年3月3日（月）

< 助成のフローチャート >

